

2026 年 9 月 17 日

No. ACL_003-2

物流特殊指定の改正

執筆者：弁護士 服部有紀／弁護士 佐々木亨輔／顧問 菅久修一*

*弁護士資格はない（法律事務の取扱い・周旋はしていない）。

1 改正の経緯と概要

2026 年 6 月 17 日、公正取引委員会（以下「公取委」といいます。）は独占禁止法上の新たな告示¹として「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（以下「物流特殊指定」といいます。）の改正案を公表しました。2027 年 4 月 1 日から施行されます。物流特殊指定とは、荷主と物流事業者との取引における優越的地位の濫用を効果的に規制するために公取委が定めたルールです。

今回の改正案は、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備及び支払条件の適正化と並んで公取委が重点的に取り組んできた、物流に関する商慣習の問題に関する更なる対応のために策定されたものです。

物流業界では、物流事業者に対する過度なコスト削減要求や不当な無償作業の押し付けが行われ、とりわけ中小規模の事業者は資金力・交渉力の弱さからこれらを断れない状況がありました。物流特殊指定は、こうした荷主と物流事業者との取引における優越的地位の濫用を、独禁法 2 条 9 項 6 号に基づく特殊指定として規制し、物流分野における取引の適正化を図ることを目的として、2004 年に告示された独占禁止法上の制度です。当時の取適法（旧：下請法）は物流委託のうち再委託の場

¹ 公正取引委員会が、特定の取引について不公正な取引方法（独占禁止法上禁止される行為）に当たると指定する公的な定め。

合しか捕捉できず、製造業・流通業等の真の荷主（実際に荷物の運搬を依頼している大元の依頼者）による委託は対象外であったため、これに規制を及ぼすために創設されたものでした。

その後、2026 年 1 月の取適法改正により「特定運送委託」が新設され（取適法 2 条第 5 項）、発荷主及び運送事業者間の取引は取適法が直接捕捉することとなり、規律は強化されました。しかし、いずれの制度も両者に取引があることを前提としていますが、物流事業者は納品先の着荷主とは取引関係にはないため、着荷主が荷下ろし時に契約外の荷待ちや附帯業務を物流事業者に強いる慣行について着荷主と物流事業者の関係に着目して規制することはできませんでした。他方で、着荷主は、通常、発荷主との関係では取引上優位な立場にあることが多いことから、発荷主・物流事業者双方が着荷主に対して是正を申し出にくく、実態も可視化されにくいという構造がありました。

そこで、公正取引委員会はこの度の改正で、着荷主と発荷主との間の取引関係に着目し、発荷主の利益を不当に害する着荷主の行為を規制対象に加えました。

2 改正により新たに適用対象となる取引

次の「特定着荷主」と「特定発荷主」との間の取引が新たに追加されました。なお、下記に該当しなくても、取引上の地位に優劣が認められる場合には、物流特殊指定の適用対象となり得ます。

（1）特定着荷主

- ・ 資本金の額または出資の総額が 3 億円を超える法人であって、個人または資本金 3 億円以下の事業者が業として行う販売・製造・修理における継続的な取引の相手方として、目的物の引渡しを受けるもの
- ・ 資本金の額または出資の総額が 1 千万円を超え 3 億円以下の法人であって、個人または資本金 1 千万円以下の事業者が業として行う販売・製造・修理における継続的な取引の相手方として、目的物の引渡しを受けるもの
- ・ 常時使用する従業員の数が 300 人を超える法人であって、常時使用する従業員の数が 300 人以下の個人または事業者が業として行う販売・製造・修理における継続的な取引の相手方として、目的物の引渡しを受けるもの

(2) 特定発荷主

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の法人であって、資本金の額または出資の総額が3億円を超える特定着荷主に対し、目的物を引き渡すために行う運送を他の事業者委託するもの
- ・資本金の額または出資の総額が1千万円以下の法人であって、資本金の額または出資の総額が1千万円を超える特定着荷主に対し、目的物を引き渡すために行う運送を他の事業者委託するもの
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の個人または法人であって、常時使用する従業員の数が300人以上の特定着荷主に対し、目的物を引き渡すために行う運送を他の事業者委託するもの

改正① 着荷主と発荷主との取引を追加

✓ 特定着荷主と特定発荷主との取引が対象

対象となる取引 ①+②

① 物品の販売、製造・修理・情報成果物作成の請負

特定発荷主

特定着荷主



② 特定着荷主と特定発荷主の関係

特定着荷主	資本金3億円超	▶	特定発荷主	資本金3億円以下（個人事業者を含む。）
	資本金1千万円超3億円以下	▶		資本金1千万円以下（個人事業者を含む。）
	従業員300人超	▶		従業員300人以下
	取引上の地位が優越している着荷主	▶		取引上の地位が劣っている発荷主

公取委「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合等の特定の不公正な取引方法」リーフレットより

3 改正により新たに追加された禁止行為

今回の改正により新たに追加された禁止行為は、次のとおりです。

禁止行為	根拠条文
協議に応じない一方的な代金の決定	第 1 項第七号
特定着荷主の禁止行為 ① 不当な経済上の利益の提供要請 具体例： ✓ あらかじめ契約内容に含まれていないにもかかわらず、商品の荷下ろし業務を運送事業者を通じて提供させたことにより、特定発荷主にその費用を負担させた。 ✓ あらかじめ契約内容に含まれていないにもかかわらず、商品の検品・仕分け業務を運送事業者を通じて提供させたことにより、特定発荷主にその費用を負担させた。	第 2 項一号
特定着荷主の禁止行為 ② 不当な運送内容の変更・やり直し 具体例： ✓ 自社の都合により運送事業者に長時間の待機をさせたにもかかわらず、特定発荷主にその費用を負担させた。 ✓ 自社の都合により商品を運送事業者に再配達させたにもかかわらず、特定発荷主にその費用を負担させた。	第 2 項二号
特定着荷主の禁止行為 ③ 情報提供に対する報復措置 具体例： ✓ 特定着荷主が禁止行為をしていた事実を特定発荷主が公正取引委員会に知らせ、又は知らせようとしたことを理由として、取引量の削減・取引の停止・その他不利益な取扱いをした。	第 3 項

なお、特定着荷主の禁止行為を定める改正物流特殊指定第 2 項は、特定着荷主の特定発荷主に対する不利益行為を問題とするため、特定着荷主の要請を受けた物流事業者が、特定発荷主の指示が一切ないにもかかわらず、自己の判断で上記の行為を行った場合は、禁止行為の対象外となります。

また、特定着荷主が物流事業者の行う「経済上の利益の提供」（荷役作業等）または「運送内容の変更・やり直し」の具体的な条件についてあらかじめ特定発荷主と合意し、必要な費用を負担する場合や、取引目的物の対価にかかる費用が反映されている場合にも、特定発荷主に対する不利益行為とはならないと考えられます。

4 まとめ

今回の改正は、長時間の荷待ちなど、従来様々な問題が指摘されていた着荷主の運送事業者に対する行為について、着荷主と発荷主との間の取引関係に着目し、運送事業者への支払いを負担する発荷主の利益を不当に害する行為と捉えて、規制の対象としたものです。禁止行為に対する違反が認められた場合には、排除措置命令等の対象となり得ます。また公取委事務総長は、改正公表時の会見において、毎年行っている実態調査について、今後は着荷主にも着目した調査を検討すると明言しており、実態調査の回答内容に問題があれば注意喚起等の対象となります。

来年9月の施行に備えて、着荷主となる事業者の皆様においては、禁止行為に該当することがないよう、社内ガイドラインの策定や従業員教育を通じて十分に準備を行うことが求められます。

主な参考資料（公表資料）

いずれも公正取引委員会の公表資料です。

- ・（令和8年6月17日）「『特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合等の特定の不正な取引方法』、『製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不正な取引方法』等について」（改正告示・支払告示の公表資料）

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jun/260617_kokuji.html

- ・ 告示本文：「（令和9年4月1日施行）特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合等の特定の不正な取引方法」（改正後）／「（現行）特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法」（改正前）

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/tokuteiunsou.html>／<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/tokuteiunsou/genkou.html>

- ・（令和8年3月12日）「『特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法』改正案等に対する意見募集及び公聴会の開催について」（パブリックコメント募集時の資料）

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/mar/260312_pubcomme_kotyokai.html

- ・「物流特殊指定」（制度の総合案内ページ）

<https://www.jftc.go.jp/dk/butsuryu.html>

- ・（令和8年6月10日）「令和7年度における取適法の運用状況及び中小事業者等の取引適正化に向けた取組」

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jun/260610.html>

- ・ 中小企業庁「『最新！価格転嫁・取引適正化ルールの説明会－取適法・新告示・ガイドラインから官公需取引まで丸ごと説明－』の実施について」

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2026/260727001.html>

- ・（令和8年6月17日）事務総長定例会見記録

<https://www.jftc.go.jp/houdou/teirei/2026/260617.html>

- ・ 公取委「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合等の特定の不正な取引方法」リーフレット

https://www.jftc.go.jp/file/leaflet_butsuryu.pdf?utm_source=chatgpt.com

執筆者

弁護士 服部有紀（オブ・カウンセル、第二東京弁護士会）

Email: yuki.hattori@apl原因.jp

弁護士 佐々木亨輔（アソシエイト、第一東京弁護士会）

Email: kyosuke.sasaki@apl原因.jp

顧問 菅久修一*（コンサルタント）

Email: shuichi.sugahisa@apl原因.jp

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 競争法プラクティスチーム

Email: cp原因_competition@apl原因.jp

*弁護士資格はない（法律事務の取扱い・周旋はしていない）。

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願い

いたします。また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限定して、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス | Tokyo Head Office

〒100-0011 東京都千代田区
内幸町 2-2-2
富国生命ビル（総合受付：16F）



大阪提携オフィス |

Osaka Affiliate Office

（A&S 大阪法律事務所）
〒530-0005 大阪府大阪市北区
中之島 2-3-18
中之島フェスティバルタワー16階

福岡提携オフィス |

Fukuoka Affiliate Office

（A&S 福岡法律事務所）
〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神
2丁目 12-1 天神ビル 10階



ニューヨーク提携オフィス |

New York Affiliate Office

1120 Avenue of the Americas,
4th Floor
New York, New York 10036



ロンドンオフィス | London Office

85 Gresham Street,
London EC2V 7NQ, United Kingdom



フランクフルト提携オフィス |

Frankfurt Affiliate Office

Barckhausstraße 1 (8th Floor), 60325
Frankfurt am Main, Germany



ブリュッセルオフィス |

Brussels Office

CBR Building, Chaussée de la Hulpe
185, 1170, Brussels, Belgium



ホーチミンオフィス |

Ho Chi Minh Office

10F, The NEXUS building, 3A-3B Ton
Duc Thang Street, Sai Gon Ward, Ho
Chi Minh City, Vietnam

